

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第53号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年1月16日 15時00分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港の第2区 山口県下松市所在の徳山下松港新川防波堤灯台から真方位313° 100m付近 (概位 北緯34°00.2′ 東経131°51.6′)
事故等調査の経過	平成26年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	石材砂利運搬船 第八幸榮丸、439トン
船舶番号、船舶所有者等	130957、有限会社益井組
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に欠損、キールに曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、碎石を積載し、船首約3.0m、船尾約5.0mの喫水により、船長が、船橋で操舵して操船に当たり、船首に2人及び船尾に1人を配置に就け、徳山下松港第2区の第1ふ頭北側の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸するために接近中、平成26年1月16日15時00分ごろ船尾部船底に衝撃を感じた。 船長は、その後、航行中に異常な船体振動を感じていたが、平成26年2月12日に入渠した際、プロペラ翼及びキールに損傷を認めた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
その他の事項	海図W1133Aによれば、本件岸壁付近には、水深3.6～4.5mの水域がある。 船長は、月に2回程度、本件岸壁に着岸していた。 船長は、本件岸壁付近の水深が浅く、低潮時であることも知っていたが、できる限り、早く着岸して荷揚げを終え、次の積地に向かおうと思っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり

判明した事項の解析	本船は、徳山下松港第2区の本件岸壁に着岸作業中、低潮時に接近したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、徳山下松港第2区の本件岸壁に着岸作業中、低潮時に接近したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・水深が浅い水域では、低潮時を避けるなどして余裕水深を確保すること。